

# デジタルコンテンツを活用した労働問題等啓発事業委託業務仕様書

業務名称 (仮称) デジタルコンテンツを活用した労働問題等啓発事業

履行期間 契約締結日から令和5年(2023年)2月28日までとする

【本仕様書は、プロポーザル募集段階における案であり、プロポーザルの提案内容及び優先交渉権者との協議において変更となる可能性があります】

## 1. 業務の目的

雇用契約に基づく働き方では、労働法により労働者の権利が守られていますが、実際には労働法が遵守されないために苦しい思いをしている人もいます。労働法は、学ぶ機会もあまりないため、自分の労働環境が合法、適法なのかを判断することが難しいことから、問題に気付いていない人がいるほか、インターネットに掲載されている不正確な情報を信じてしまう可能性もあります。特に、就業経験の少ない若者世代では、厳しい労働環境を受容してしまうことも考えられます。

また、今年4月から施行されたいわゆる18歳成年では、今まで契約の主体となっていなかった18歳・19歳の若者が契約できるようになりました。また、20歳代前半の人は以前から契約の主体となっていました。十分な知識を持っていない人も居て、10歳代後半から20歳代前半の契約トラブルの被害に遭うことも考えられます。

このような問題点に対して、市民が被害に遭うことを未然に防ぐまたは早期に問題を認識して必要に応じて相談窓口を利用することで、市民のQOL向上を図るため、10歳代後半から20歳代前半の若者層を主な対象に、ICTを活用して働く・暮らす上での問題が大きくないうちに市民の困りごとの解決につなげることを目的として、本業務を実施します。

## 2. 委託内容

- ①課題解決のための情報発信戦略作成と実行するために活用するツールの決定
- ②公開するデジタルコンテンツの作成
- ③公開したコンテンツが効果を発揮するための施策の実施
- ④事業全体の評価

### 3. 事業内容、業務内容

#### ①課題解決のための情報発信戦略作成と実行するために活用するツールの検討及び運用

10歳代後半から20歳代前半の若者を主なターゲットとして、労働問題及び成年年齢引き下げに関する課題を解決するためのデジタルコンテンツ（動画）を活用した情報発信戦略を作成すること。情報発信戦略では、いかにして問題意識を喚起するか、問題意識を持った人にどのように行動してもらうか、問題意識を持った人が自ら行動に移すことを促すためにどのような導線进行設計するか、最終的に行動にどのようにつながるか、を基本的な視点とし、必要に応じて問題意識を持った人が周囲に情報を伝えることによる拡散も意識すること。

また、作成した情報発信戦略を実行するために、どのようなツールやプラットフォームなどを活用するか市と協議の上、決定すること。なお、豊中市くらし支援課として活用できるツールやプラットフォームには制限があるため、実現可能性を含めて市と協議して進めること。

#### ②公開するデジタルコンテンツの作成

公開するための動画コンテンツを作成すること。

作成するコンテンツのテーマは、発注者が原案を作成したものをベースに受注者と協議して決定するものとし、決定されたテーマに対して発注者が作成した啓発内容をもとに受注者は動画を作成し、市の修正指示を反映すること。

作成するコンテンツは1本あたり90秒以内とし、労働問題に関する動画を9本以上・成年年齢引き下げに関する動画を2本以上とする。

また、動画の作成に当たっては、労働問題・成年年齢引き下げのそれぞれ最初に作成する動画に対して、大学生など若者の意見を聞き、反映させること。

#### ③公開したコンテンツが効果を発揮するための施策の実施

②で作成したデジタルコンテンツが多くの人に届き、事業目的の達成に近づくための施策を実行すること。コンテンツを複数作成して効果を検証するテストを労働問題及び成年年齢引き下げのそれぞれ最初に作成する動画に対して実施すること。

※その他の施策のうち、提案及び市との協議により決定した施策を盛り込むこともあります

#### ④事業全体の評価

事業の評価書を作成し、2月末に最終報告を市に提出すること。

### 4. その他

その他、上記1～3によりがたい状況が発生した場合には、豊中市と受託者は速やかに協議するものとする。